



令和8年4月分（4月納付分）からの 船員保険の保険料率のお知らせ

一般保険料率

令和7年度から
変更なし

令和8年4月分から

10.33%

疾病保険料率 **10.00%**

災害保健福祉保険料率 **0.33%**

船員保険の保険料率は、被保険者の保険料負担を軽減する措置をおこなっていますが、令和4年度より、その措置を段階的に縮小しています。令和8年度の保険料負担軽減率は、令和7年度同様0.1%となります。

介護保険料率

令和8年3月分まで

1.57%



令和8年4月分から

1.76%

介護保険第2号被保険者に該当する方（40歳以上65歳未満の方）の保険料率は、一般保険料率と介護保険料率を合計した**12.09%**（一般10.33%+介護1.76%）となります。

子ども・子育て支援金率

令和8年4月分より
新たにスタート

令和8年4月分から

0.23%

令和8年4月より、子育て世代を支える新しい仕組みとして、子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁
ホームページ



お勤めの船員保険被保険者については、疾病保険料率と介護保険料率の2分の1および災害保健福祉保険料率のすべてが船舶所有者の負担になりますが、疾病任意継続被保険者については、船舶所有者の負担がないことから、そのすべてを負担することとされています。

令和8年4月分保険料からの疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、引き続き**47万円**です。

退職時の標準報酬月額が47万円以上の方は、標準報酬月額**47万円**として保険料が算定されます。



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL: 03-6862-3060 営業時間: 午前8時30分から午後5時15分 (土日祝・年末年始除く)

船員保険疾病任意継続被保険者 保険料額表

【令和8年4月分(4月納付分)～】

(単位:円)

標準報酬		報酬月額	船員保険料		子ども・子育て支援金 令和8年4月分(4月納付分) から納付いただきます
			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合	介護保険第2号被保険者 に該当する場合	
等級	月額		10.33%	12.09%	0.23%
1	58,000	円以上 ～ 63,000	5,991	7,012	133
2	68,000	63,000 ～ 73,000	7,024	8,221	156
3	78,000	73,000 ～ 83,000	8,057	9,430	179
4	88,000	83,000 ～ 93,000	9,090	10,639	202
5	98,000	93,000 ～ 101,000	10,123	11,848	225
6	104,000	101,000 ～ 107,000	10,743	12,573	239
7	110,000	107,000 ～ 114,000	11,363	13,299	253
8	118,000	114,000 ～ 122,000	12,189	14,266	271
9	126,000	122,000 ～ 130,000	13,016	15,234	289
10	134,000	130,000 ～ 138,000	13,842	16,200	308
11	142,000	138,000 ～ 146,000	14,669	17,168	326
12	150,000	146,000 ～ 155,000	15,495	18,135	345
13	160,000	155,000 ～ 165,000	16,528	19,344	368
14	170,000	165,000 ～ 175,000	17,561	20,553	391
15	180,000	175,000 ～ 185,000	18,594	21,762	414
16	190,000	185,000 ～ 195,000	19,627	22,971	437
17	200,000	195,000 ～ 210,000	20,660	24,180	460
18	220,000	210,000 ～ 230,000	22,726	26,598	506
19	240,000	230,000 ～ 250,000	24,792	29,016	552
20	260,000	250,000 ～ 270,000	26,858	31,434	598
21	280,000	270,000 ～ 290,000	28,924	33,852	644
22	300,000	290,000 ～ 310,000	30,990	36,270	690
23	320,000	310,000 ～ 330,000	33,056	38,688	736
24	340,000	330,000 ～ 350,000	35,122	41,106	782
25	360,000	350,000 ～ 370,000	37,188	43,524	828
26	380,000	370,000 ～ 395,000	39,254	45,942	874
27	410,000	395,000 ～ 425,000	42,353	49,569	943
28	440,000	425,000 ～ 455,000	45,452	53,196	1,012
29	470,000	455,000 ～	48,551	56,823	1,081

○令和8年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、470,000円です。

○介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(10.33%)に介護保険料率(1.76%)が加わります。

○疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(10.33%)は、疾病保険料率(10.00%)と災害保健福祉保険料率(0.33%)を合計した率です。

・疾病保険料率のうち、6.98%は保険給付等に充てるための基本保険料率、3.02%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率です。

・災害保健福祉保険料率は、健診への補助等に充てられるものです。

«保険料の納付方法»

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、一定期間分を前納する方法と口座振替があります。

一定期間分を前納する方法については、3月と9月に一定期間分(6カ月分または12カ月分)を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。

納付期限は前納開始月の前月末となります。

6カ月分:4月分～9月分または10月分～翌年3月分 12カ月分:4月分～翌年3月分

前納の保険料額表は
こちらから
(船員保険部ホームページ)



口座振替については、毎月1日にご指定の口座から保険料を引き落としさせていただきます。口座振替までにお申し込みから概ね2～3か月程度かかります。手続きが完了しましたら「保険料口座振替のご案内」を送付いたしますので、それまでの間は、毎月送付する納付書にて納付期限までにご納付をお願いいたします。

納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。